

高対第972-1号
令和6（2024）年12月1日

県内介護保険施設等の代表者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

介護保険施設等における事故等発生時に係る対応について（通知）

このことについては、令和3年3月30日付け高対第1377-1号栃木県保健福祉部高齢対策課長通知により運用していたところですが、令和6年11月29日付け（老高発1129第1号、老認発1129第1号、老老発1129第1号）厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名の通知に基づき別紙のとおりとしますので、遺漏のないようよろしくお願い致します。

なお、主な変更内容は下記のとおりです。

記

- 1 厚生労働省の示す事故報告の標準報告様式が改訂されたため、今後は原則、改訂後の様式を使用すること。
（改訂点）
 - ・様式のうち選択式の項目について、チェックボックス形式に修正。
 - ・市町が独自に収集したい情報を追加できるよう、独自項目追加欄・独自選択肢欄（※）を作成。※ 様式のうち「事故の種別」の独自選択肢欄については、本県における事故等の範囲の取扱いに基づき、「食中毒・感染症・結核の発生」、「職員（従業者）の法令違反・不祥事の発生」、「利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩の発生」としています。
- 2 報告方法については、原則、電子メール等の電磁的方法により行うこと。
- 3 当該取扱いは、令和6年12月1日以降の報告から適用すること。

介護サービス班
介護事業者チーム
TEL 028-623-3149
FAX 028-623-3058